

川崎市共済公告第3号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2
第1項の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり
公告します。

令和7年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

平均標準報酬月額 410,000円

ただし、令和7年4月から令和8年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛
金について適用します。